

# 土壌汚染対策届出情報のデジタル化、 オープンデータ化

東京都環境局環境改善部  
化学物質対策課

# 目次

---

1. 土壌DXの概要
2. これまでの取組み
3. 条例規則改正について

# 1. 土壌DXの概要

---

# 1-1. #シン・トセイ 都政の構造改革QOSアップグレード戦略

## 1 東京が変わる、そのために都政が変わる ~都政の構造改革とは~

- これまでの都政改革を継承・発展させつつ、**DX (デジタル・トランスフォーメーション)** の推進を梃子として制度や仕組みの根本まで遡った「都政の構造改革」を強力に推進し、都政のQOS (クオリティ・オブ・サービス) を向上させることで、都民のQOL (クオリティ・オブ・ライフ) を高め、誰もが安全・安心で幸せを享受できる社会を実現
- 2025年度を目途に「デジタルガバメント・都庁」の基盤を構築するため、本戦略において2020~22年度までに短期集中で取り組むプロジェクトの具体策を提示
- 改革の実践の中で見出された課題について柔軟な発想とアプローチで制度や仕組みの変革につなげ、「都政の新しいスタンダード」を都庁に浸透させる

P5~15



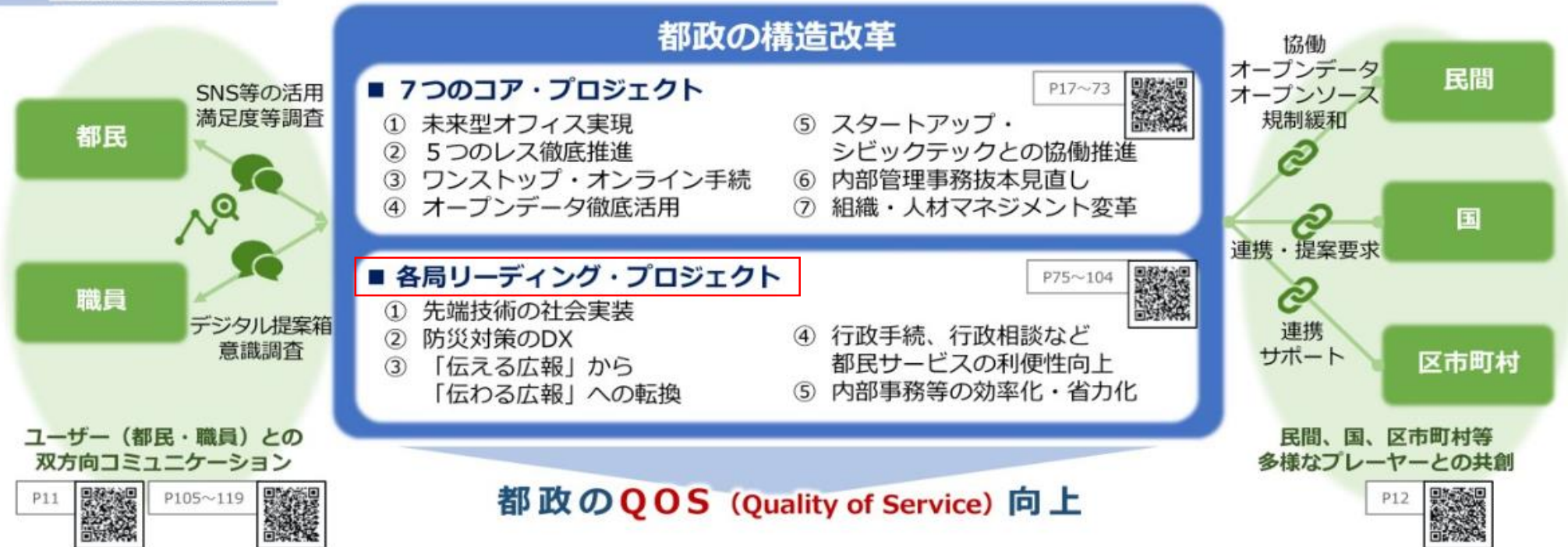
## 2 改革の5つのキーワード



P10



## 3 改革の全体像



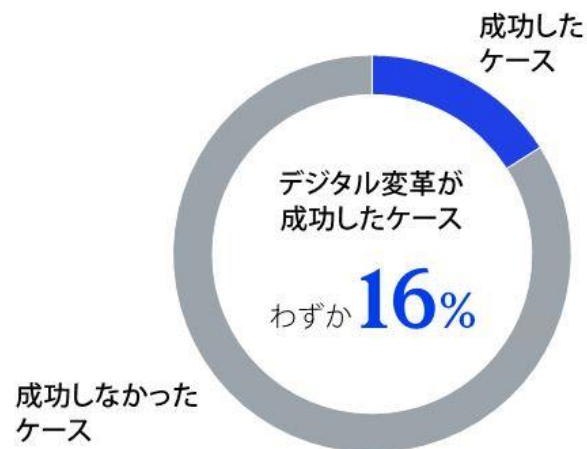
## 1-2. DX (デジタルトランスフォーメーション) とは

- × 単なるデジタル・システム化 = デジタルイゼーション (デジタル改善) ……2000年代初頭
  - ……業務フローに合わせた審査システム、届出システム開発等
- ICT技術活用した、業務の進め方の変革 (デジタル変革) ……2010年代～

(DX推進ガイドライン、2018、経済産業省)

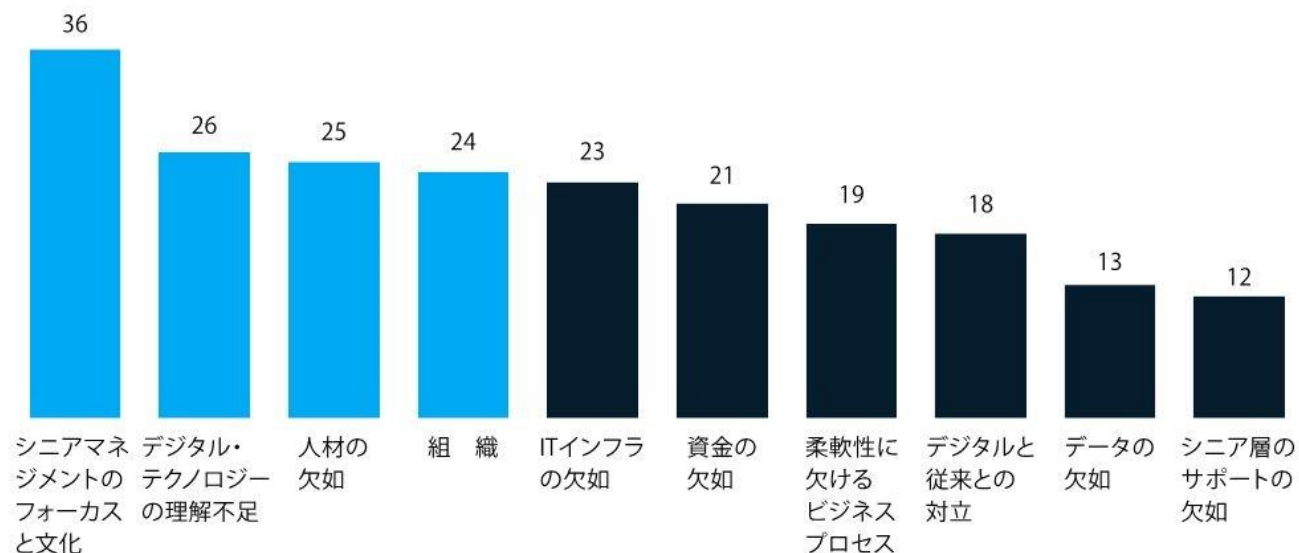
『業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、優位性を確立』

ほとんどの失敗例……従来の取り組みの延長線上に留まってしまう。



参考: デジタルに限らない企業変革の成功は30%程度  
資料: McKinsey Transformational Change Survey 2012, 2014, 2016, 2018

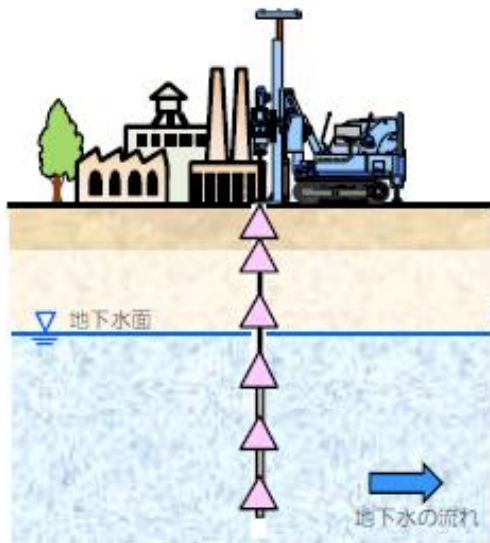
デジタル変革が失敗する要因の割合  
%; マッキンゼーによるグローバル企業2,135名の経営者へのインタビュー



調査データのデジタル化・集積、オープンデータ化により、合理性に配慮した土壤汚染対策を推進

- 土壤汚染対策に係る届出書類のデジタル化を進めるとともに、オンライン申請を可能とすることで、事業者の負担を軽減します。
- 調査データのチェックを自動化するとともに、迅速にオープンデータ化することで民間等での土壤汚染対策情報の活用を促進し、不動産取引の円滑化や合理性に配慮した土壤汚染対策を推進していきます。

届出書類のデジタル化  
(膨大な調査・対策データ)



【申請者】  
(土地所有者、開発事業者等)

オンライン申請

書類作成負担軽減・届出効率化

- ・書類受理件数：年間約2,500件

調査データのデジタル化・集積



深さ	検出濃度	検出項目
0.0m	0.00	鉛
0.5m	0.00	鉛
1.0m	0.00	鉛
1.5m	0.00	鉛
2.0m	0.00	鉛
2.5m	0.00	鉛
3.0m	0.00	鉛
3.5m	0.00	鉛
4.0m	0.00	鉛
4.5m	0.00	鉛
5.0m	0.00	鉛
5.5m	0.00	鉛
6.0m	0.00	鉛
6.5m	0.00	鉛
7.0m	0.00	鉛
7.5m	0.00	鉛
8.0m	0.00	鉛
8.5m	0.00	鉛
9.0m	0.00	鉛
9.5m	0.00	鉛
10.0m	0.00	鉛
10.5m	0.00	鉛
11.0m	0.00	鉛
11.5m	0.00	鉛
12.0m	0.00	鉛
12.5m	0.00	鉛
13.0m	0.00	鉛
13.5m	0.00	鉛
14.0m	0.00	鉛
14.5m	0.00	鉛
15.0m	0.00	鉛
15.5m	0.00	鉛
16.0m	0.00	鉛
16.5m	0.00	鉛
17.0m	0.00	鉛
17.5m	0.00	鉛
18.0m	0.00	鉛
18.5m	0.00	鉛
19.0m	0.00	鉛
19.5m	0.00	鉛
20.0m	0.00	鉛
20.5m	0.00	鉛
21.0m	0.00	鉛
21.5m	0.00	鉛
22.0m	0.00	鉛
22.5m	0.00	鉛
23.0m	0.00	鉛
23.5m	0.00	鉛
24.0m	0.00	鉛
24.5m	0.00	鉛
25.0m	0.00	鉛
25.5m	0.00	鉛
26.0m	0.00	鉛
26.5m	0.00	鉛
27.0m	0.00	鉛
27.5m	0.00	鉛
28.0m	0.00	鉛
28.5m	0.00	鉛
29.0m	0.00	鉛
29.5m	0.00	鉛
30.0m	0.00	鉛
30.5m	0.00	鉛
31.0m	0.00	鉛
31.5m	0.00	鉛
32.0m	0.00	鉛
32.5m	0.00	鉛
33.0m	0.00	鉛
33.5m	0.00	鉛
34.0m	0.00	鉛
34.5m	0.00	鉛
35.0m	0.00	鉛
35.5m	0.00	鉛
36.0m	0.00	鉛
36.5m	0.00	鉛
37.0m	0.00	鉛
37.5m	0.00	鉛
38.0m	0.00	鉛
38.5m	0.00	鉛
39.0m	0.00	鉛
39.5m	0.00	鉛
40.0m	0.00	鉛
40.5m	0.00	鉛
41.0m	0.00	鉛
41.5m	0.00	鉛
42.0m	0.00	鉛
42.5m	0.00	鉛
43.0m	0.00	鉛
43.5m	0.00	鉛
44.0m	0.00	鉛
44.5m	0.00	鉛
45.0m	0.00	鉛
45.5m	0.00	鉛
46.0m	0.00	鉛
46.5m	0.00	鉛
47.0m	0.00	鉛
47.5m	0.00	鉛
48.0m	0.00	鉛
48.5m	0.00	鉛
49.0m	0.00	鉛
49.5m	0.00	鉛
50.0m	0.00	鉛
50.5m	0.00	鉛
51.0m	0.00	鉛
51.5m	0.00	鉛
52.0m	0.00	鉛
52.5m	0.00	鉛
53.0m	0.00	鉛
53.5m	0.00	鉛
54.0m	0.00	鉛
54.5m	0.00	鉛
55.0m	0.00	鉛
55.5m	0.00	鉛
56.0m	0.00	鉛
56.5m	0.00	鉛
57.0m	0.00	鉛
57.5m	0.00	鉛
58.0m	0.00	鉛
58.5m	0.00	鉛
59.0m	0.00	鉛
59.5m	0.00	鉛
60.0m	0.00	鉛
60.5m	0.00	鉛
61.0m	0.00	鉛
61.5m	0.00	鉛
62.0m	0.00	鉛
62.5m	0.00	鉛
63.0m	0.00	鉛
63.5m	0.00	鉛
64.0m	0.00	鉛
64.5m	0.00	鉛
65.0m	0.00	鉛
65.5m	0.00	鉛
66.0m	0.00	鉛
66.5m	0.00	鉛
67.0m	0.00	鉛
67.5m	0.00	鉛
68.0m	0.00	鉛
68.5m	0.00	鉛
69.0m	0.00	鉛
69.5m	0.00	鉛
70.0m	0.00	鉛
70.5m	0.00	鉛
71.0m	0.00	鉛
71.5m	0.00	鉛
72.0m	0.00	鉛
72.5m	0.00	鉛
73.0m	0.00	鉛
73.5m	0.00	鉛
74.0m	0.00	鉛
74.5m	0.00	鉛
75.0m	0.00	鉛
75.5m	0.00	鉛
76.0m	0.00	鉛
76.5m	0.00	鉛
77.0m	0.00	鉛
77.5m	0.00	鉛
78.0m	0.00	鉛
78.5m	0.00	鉛
79.0m	0.00	鉛
79.5m	0.00	鉛
80.0m	0.00	鉛
80.5m	0.00	鉛
81.0m	0.00	鉛
81.5m	0.00	鉛
82.0m	0.00	鉛
82.5m	0.00	鉛
83.0m	0.00	鉛
83.5m	0.00	鉛
84.0m	0.00	鉛
84.5m	0.00	鉛
85.0m	0.00	鉛
85.5m	0.00	鉛
86.0m	0.00	鉛
86.5m	0.00	鉛
87.0m	0.00	鉛
87.5m	0.00	鉛
88.0m	0.00	鉛
88.5m	0.00	鉛
89.0m	0.00	鉛
89.5m	0.00	鉛
90.0m	0.00	鉛
90.5m	0.00	鉛
91.0m	0.00	鉛
91.5m	0.00	鉛
92.0m	0.00	鉛
92.5m	0.00	鉛
93.0m	0.00	鉛
93.5m	0.00	鉛
94.0m	0.00	鉛
94.5m	0.00	鉛
95.0m	0.00	鉛
95.5m	0.00	鉛
96.0m	0.00	鉛
96.5m	0.00	鉛
97.0m	0.00	鉛
97.5m	0.00	鉛
98.0m	0.00	鉛
98.5m	0.00	鉛
99.0m	0.00	鉛
99.5m	0.00	鉛
100.0m	0.00	鉛

- ・データチェックの自動化  
→都民ニーズへの迅速な対応
- ・迅速なオープンデータ化  
→民間等での活用の促進

情報の活用



【都民・事業者】  
(不動産事業者等)

情報公開の利便性向上・効率化

- ・情報開示件数：年間平均 約60件 (約52,400枚(2019年度))
- ・台帳・公報の閲覧：月約5,000~7,000件

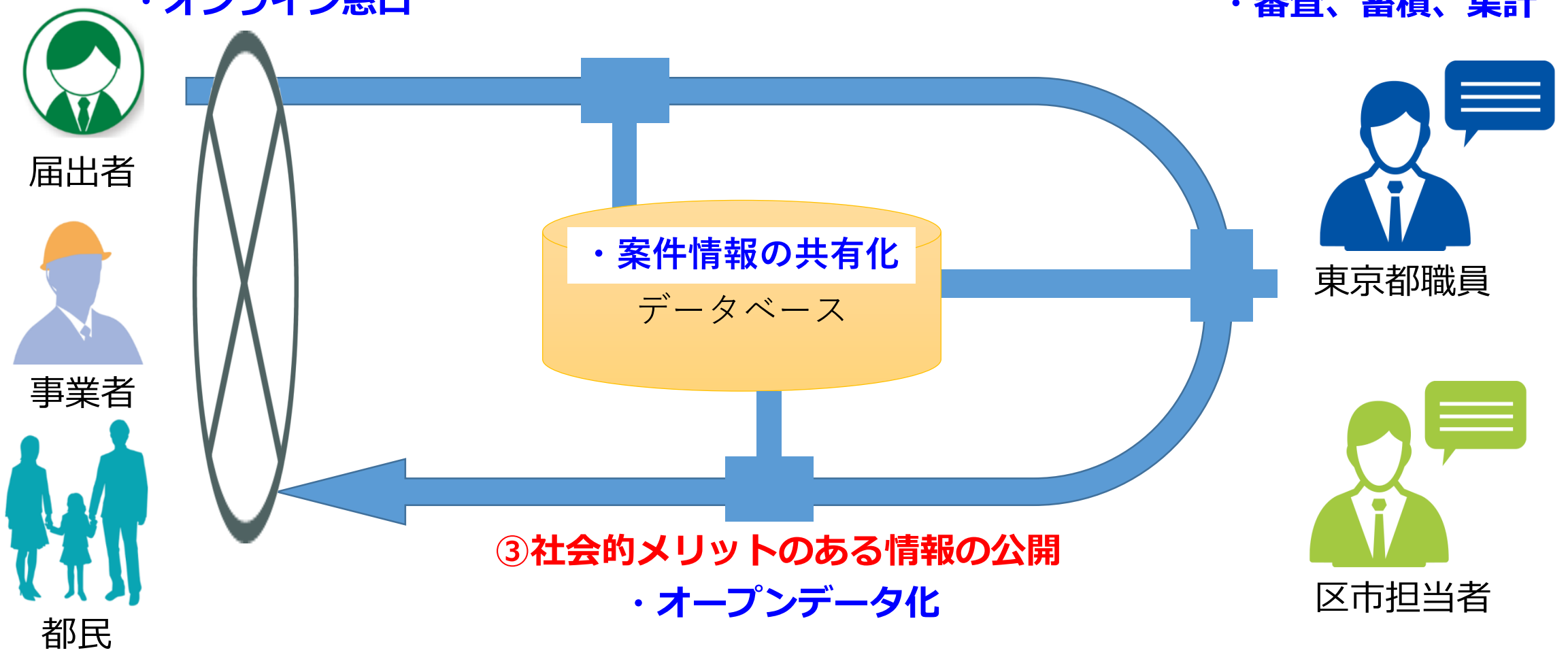
### ①届出者の負担軽減

- ・届出書のデジタル化
- ・オンライン窓口

届出書類のデータを  
届出から公開までワン・ステップ

### ②迅速な確定データの集積

- ・審査、蓄積、集計



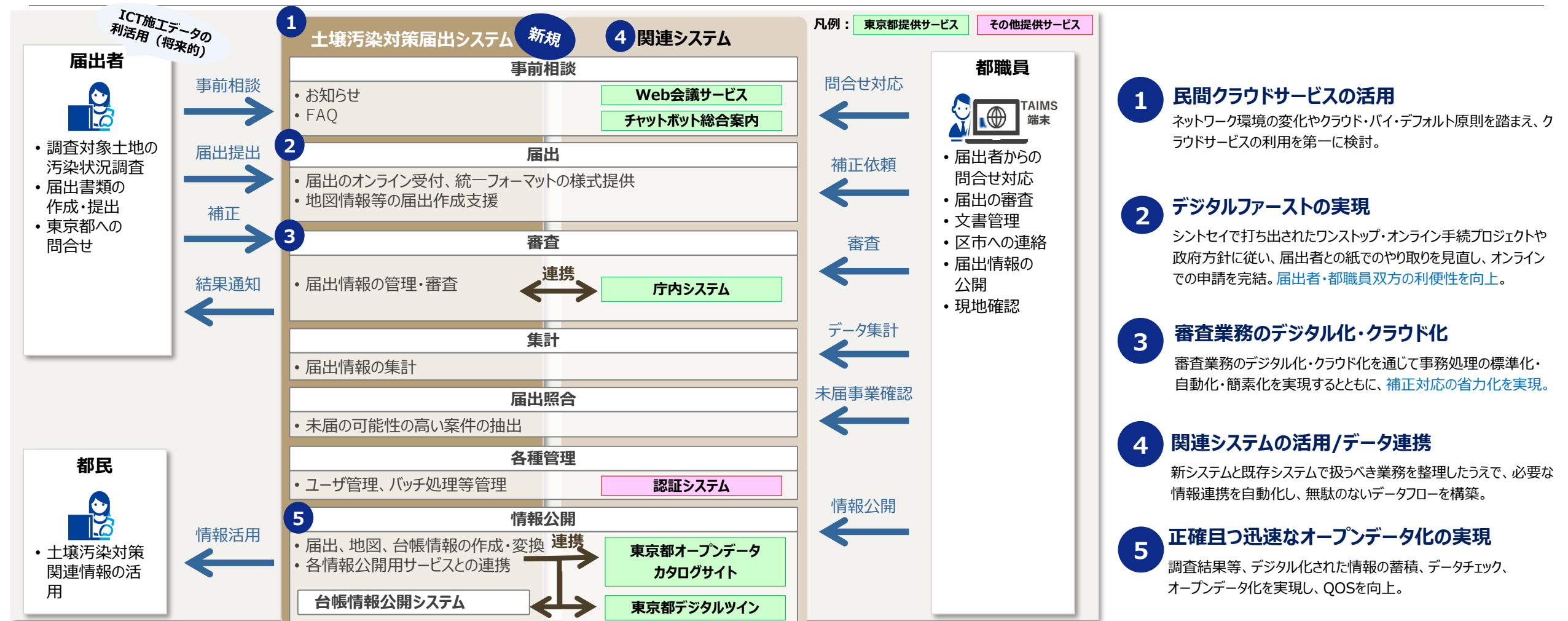
- ③社会的メリットのある情報の公開
- ・オープンデータ化

⇒実現のために新システムを開発

# 1-5. 新システムのイメージと主要コンセプト

都や国の掲げる「行政手続きのデジタル化」や「オープンデータ化の推進」等の方針の下、先端技術等をフルに活用して、土壌汚染対策届出システムを整備し、利用者の利便性向上、都民サービスの向上、行政運営の効率化等を実現するために、新システムの主要コンセプトを以下のとおり策定

新システムの主要コンセプト

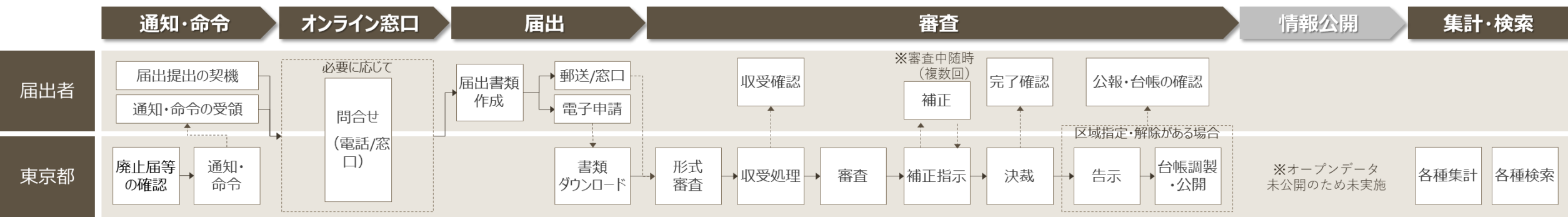




# 1-6. 業務フロー

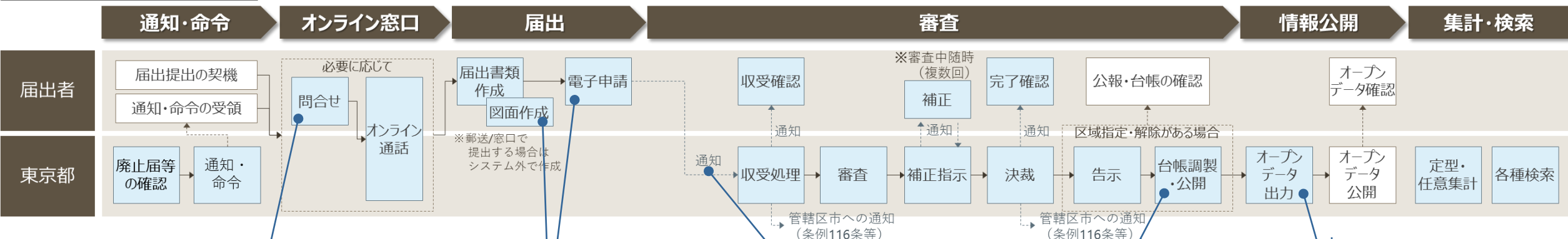
クラウドサービス及び届出作成支援ツールに係る市場調査結果を踏まえ、新システムを用いた**あるべき姿**としての**To-Be業務フロー**を整理した上で、**新システムに求める機能要件を詳細化**

## As-Is (現行運用)



## To-Be (あるべき姿)

□ : 現行と同様の業務/他システムを利用する業務    □ : 土壌汚染対策届出システムの利用対象とする業務



**廃止・簡素化/自動化 (システム化)**  
マニュアルやFAQ、チャットボットの整備により届出者・都職員の**問合せ対応の負荷を軽減**。  
窓口は総合相談窓口に一歩化し、Web会議等によるオンライン対応とする。

**標準化/自動化 (システム化)**  
様式の定めがある届出書類は画面上のフォーム入力、添付書類・別冊資料の図面の作成支援機能を提供し、**申請内容の様式・粒度統一を図るとともに、申請作業及び審査業務に係る双方の負荷を軽減**。

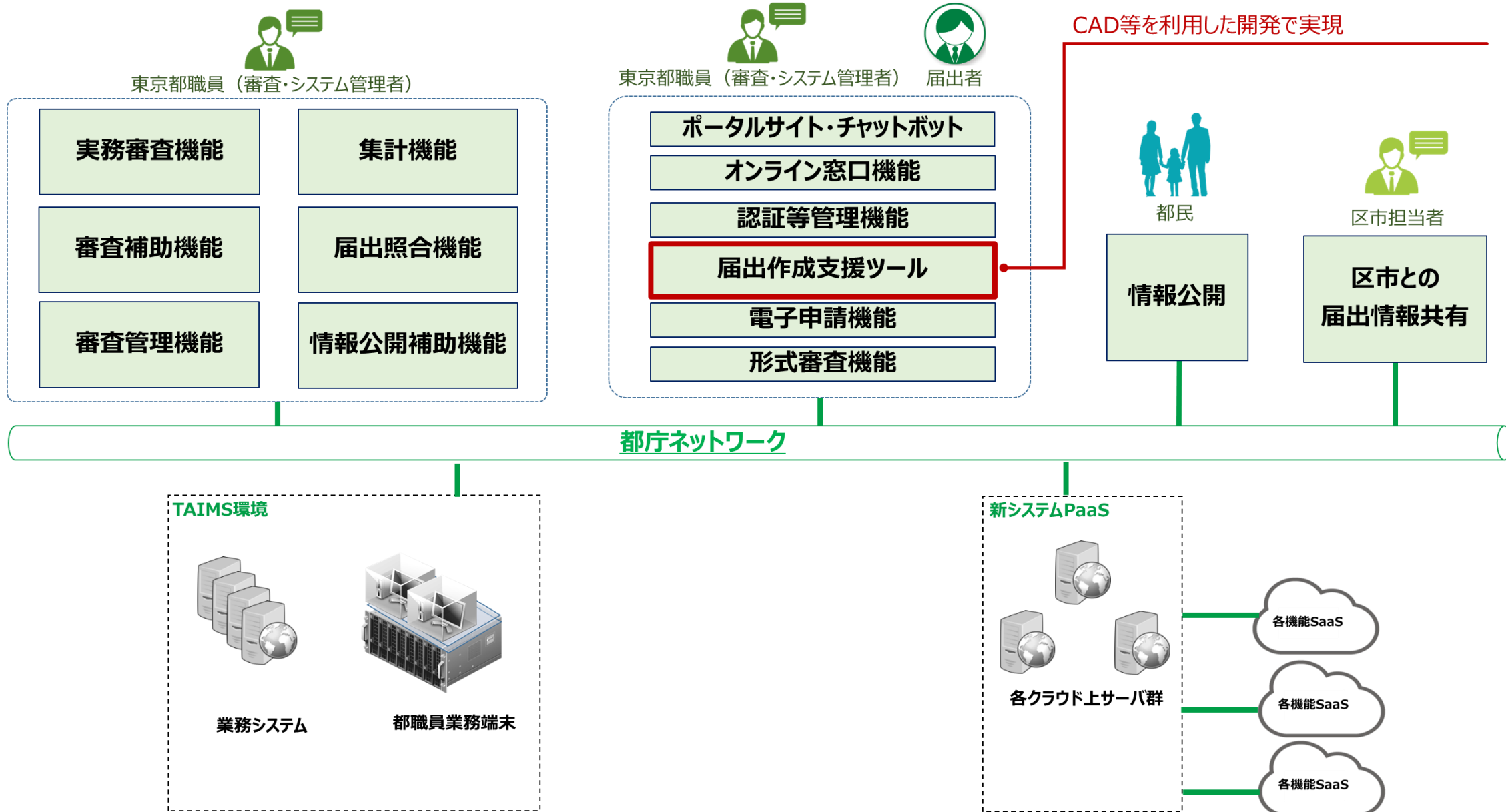
**自動化 (システム化)**  
電子申請を行う場合は、画面上のフォームに入力又はアップロードされたファイルをまとめたPDFの出力を可能にし、副本の提出・返却に係る**届出者・都職員双方の事務負担を軽減**。

**標準化/自動化 (システム化)**  
届出書類の形式チェック、添付書類との照合等の機械的に判定するチェック基準を標準化し、届出提出のタイミングで自動チェックすることで、**届出者・都職員双方の事務負担を軽減**。

**自動化 (システム化)**  
公開する台帳データの出力を自動化し、迅速な公開を達成。

**自動化 (システム化)**  
これまで手動によるオープンデータ化作業を自動化することで、迅速なオープンデータ化を達成。

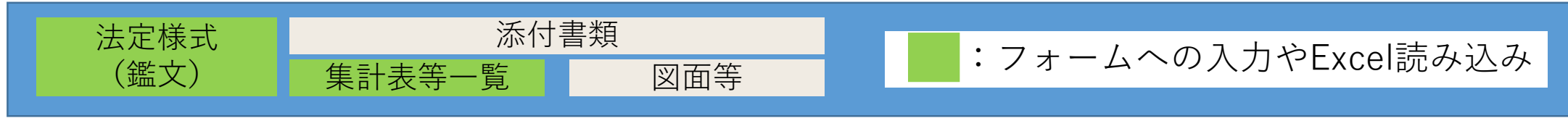
# 1-7. 新システム構成イメージ



## 1-8. 届出作成支援ツール

### ① 届出作成における画面フォームへの入力機能又はExcel読み込み機能の提供

- 法定様式及び各届出に必要な書類について、システム上に入力フォームを作成する。これにより、所在地等複数個所に入力が必要な情報は1回の入力で済むようになり、届出における省力化を図る。
- Excelフォーマット様式の読み込み機能も併せて提供し、エラーチェックも実装する。



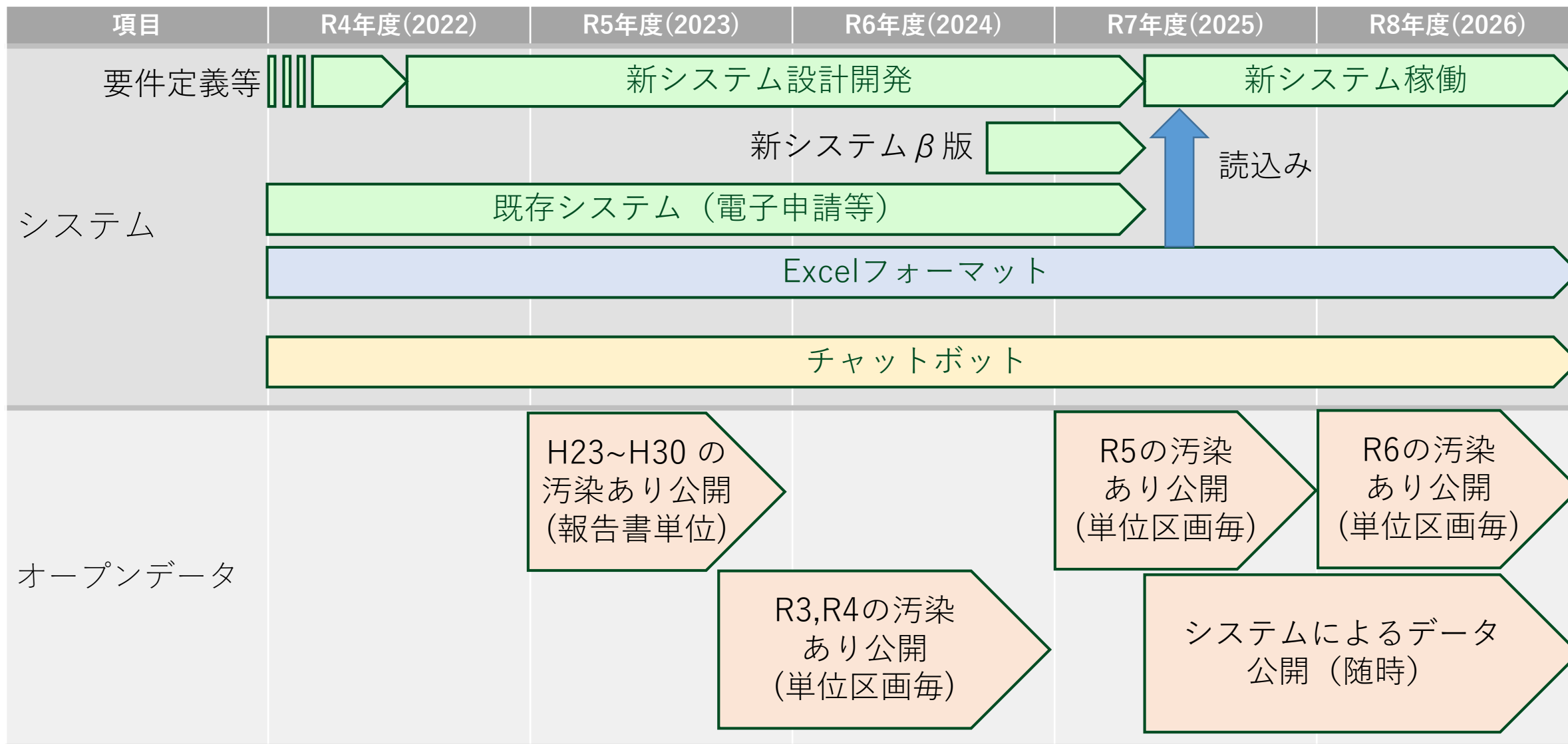
### ② 調査データ取りまとめにおけるExcel読み込み 又はAI-OCR読み込み機能の提供

- 計量証明書から調査報告書へ濃度を転記する際のExcel読み込み機能やAI-OCRを用いた自動転記機能について提供し、転記ミスの防止やチェック時間の省力化を図る。

### ③ 試料採取地点図等の作成における図面作成支援ツールの提供

- 土壌汚染状況調査に使用可能な図面作成ツールを作成し提供する。提供にあたっては、情報利用や画一化等の観点から、起点座標やメッシュ番号の名づけ方等についてルールを設けることとする。なお、本ツールは東京都に対して報告する法定又は条例調査報告書作成時にのみ使用を可能とする。





## 2. これまでの取組み

---

## 2-1. 届出書類のフォーマット化

- 土壌汚染関連の届出様式は、法定様式である届出書等の鑑を除き定められておらず、デジタルデータ收受・蓄積、オープンデータ化に向けて課題がある。そこで、新システム公開に先立ち、Excelを用いて各様式のフォーマット化を一部実施した。
- フォーマット化にあたっては、**後続業務でのデータ利活用・事業者の利便性向上の観点で要件を整理している。**

### 共通要件（レイアウトに係る全体的な方針）

① **Excel形式での様式作成**  
Excel形式とし、様式の統一や今後のデータ利活用を図る。

② **入力項目の網掛け表示**  
法定様式に準拠しつつ、記入欄は必須／条件必須に応じて色別での網掛けを設定している。

③ **グループ設定を利用した複数入力**  
複数入力となる行はグループ設定を行い、届出者の記入情報に応じて入力欄の展開・折りたたみを行う。

The image shows a screenshot of a web form for reporting soil pollution. The form is divided into several sections with various input fields and checkboxes. To the right of the form is a checklist titled 'エラーチェック' (Error Check) with columns for 'チェック項目' (Check Item) and '結果' (Result). The checklist includes items like '条件必須' (Required), '必須' (Mandatory), and '任意' (Optional), each with a status like '(正常) 入力済み' (Normal) or '(注意) 入力要否確認' (Attention) or '入力欄外' (Outside input field).

④ **別紙のデータ参照による鑑文の表示**  
数十件以上の記入が想定される項目は別紙にて記入し、鑑文では別紙の情報をデータ参照する形で表示する。

⑤ **メモ情報の表示**  
入力に係る注意事項や入力方法はメモ情報としてマウスオーバー時に表示可能としている。

⑥ **チェック情報の表示**  
入欄外に入力必須や項目相互のチェック情報を表示。

## フォーマット化対象様式一覧（シート換算：61シート）

No.	種別	様式名	No.	種別	様式名	No.	種別	様式名
1	法定	土壤汚染状況調査結果報告書	25	別紙	指定調査機関確認書（法3条）	47	別紙	法7条計画シート
2	法定	一定規模以上の土地の形質の変更届出書	26	別紙	指定調査機関確認書（法4条）	48	別紙	掘削土量集計表
3	法定	土壤汚染状況調査結果報告書	27	別紙	指定調査機関確認書（法14条）	49	別紙	法7条完了シート
4	法定	汚染除去等計画書	28	別紙	指定調査機関確認書（認定）	50	別紙	管理票を整理した一覧表
5	法定	工事完了報告書	29	別紙	指定調査機関確認書（条例）	51	別紙	埋戻し土の品質管理に関する事項
6	法定	実施措置完了報告書	30	別紙	土壤汚染状況調査結果報告シート 汚染状況調査方法（法、条例）	52	別紙	搬入土一覧表
7	法定	形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書	31	別紙	土壤汚染状況調査結果報告シート 汚染状況調査結果（法、条例）	53	別紙	法12条確認シート
8	法定	指定の申請書	32	別紙	詳細調査(深度方向調査)結果報告シート 詳細調査方法（法、条例）	54	別紙	搬出土壤の基準適合認定申請の範囲について
9	法定	要措置区域等に搬入された土壤に係る届出書	33	別紙	詳細調査(深度方向調査)結果報告シート 詳細調査結果（法、条例）	55	別紙	土壤汚染状況調査結果報告シート
10	法定	搬出しようとする土壤の基準適合認定申請書	34	別紙	土地利用の履歴等年表	56	別紙	認定調査における試料採取等の対象特定有害物質の把握表
11	法定	汚染土壤の区域外搬出届出書	35	別紙	調査結果一覧 土壤ガス調査	57	別紙	法16条認定シート
12	法定	汚染土壤の区域外搬出変更届出書	36	別紙	調査結果一覧 汚染状況調査（2種,3種）	58	別紙	法16条確認シート
13	法定	工事完了報告書	37	別紙	調査結果一覧 汚染状況調査（2種,3種の地下水）	59	別紙	(形質変更時要届出区域における) 計画と実施の相違点一覧
14	法定	措置完了報告書	38	別紙	調査結果一覧 汚染状況調査（1種）	60	別紙	特定有害物質の使用及び排出等の状況に係る一覧
15	法定	土壤地下水汚染対策計画書	39	別紙	調査結果一覧 詳細調査	61	別紙	汚染状況一覧
16	法定	別紙	40	別紙	筆一覧			
17	法定	土壤地下水汚染対策完了届出書	41	別紙	当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面			
18	法定	土壤汚染状況調査報告書	42	別紙	要措置区域所在地一覧			
19	法定	別紙	43	別紙	要措置区域等所在地一覧			
20	法定	汚染拡散防止計画書	44	別紙	形質変更時要届出区域所在地一覧			
21	法定	別紙	45	別紙	指定を受けたい土地の所在地一覧			
22	法定	汚染拡散防止措置完了届出書	46	別紙	(入力用シート) 汚染土壤の特定有害物質による汚染状態			
23	法定	土地利用の履歴等調査届出書						
24	法定	別紙						

## 2-3. フォーマット化における工夫点①

- 届出審査においてよく指摘を行う点について、注意書きだけでなく入力方法等を工夫することで補正作業の省力化を図っている。

### 個別要件（記入方法・入力データチェック）

法第4条1項鑑文	〇町〇丁目〇番の一部 外 5 筆 (地番)
	※詳細は別紙「当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」のとおり
土地の形質の変更の場所	千代田区 〇町〇丁目〇番の一部 外 2 筆 (地番)
	※詳細は別紙「当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」のとおり

① 法第4条での分割届出に係る入力方法  
（“今回届出”の識別情報の入力）  
法第4条の届出において、段階的な届出が行われている現状に対応し、「今回届出」を識別する情報を記入可能とした。

② 地番情報の記入方法  
（別紙の地番一覧への入力）  
地番情報は、審査以降でのデータ利活用を考慮し、別紙に一覧形式で記入する形とし、鑑文ではその内容を参照して表示する形とした。

別紙 当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面（土地の形質の変更の場所に関する地番、土地所有者一覧表）  
※本報告で調査報告する範囲の地番をすべて記入してください。（敷地の全地番の記載は不要です。）  
※分割届出の場合は、本報告で土地の形質の変更を行う地番について、「届出種別」に「今回届出」を通知してください。

届番	届出種別	地番	全部/一部	土地所有者等の住所	氏名	所有者等の所在が明らかとなる根拠資料
1	今回届出	千代田区 〇町〇丁目〇番	一部			
2	今回届出	千代田区 〇町〇丁目〇番	一部			
3	今回届出	千代田区 〇町〇丁目〇番 2	一部			
4	今回届出	千代田区 〇町〇丁目〇番 3	一部			

法第4条

③ 連続性のある届出書の項目間の入力データの整合性チェック  
条例第117条関連の届出において、各届出の前項との連続性を考慮し、各項の届出様式を同一のブックに統合し、各項間での入力データの整合性チェックを可能とした。

条例第117条



## 2-4. フォーマット化における工夫点②

- 本フォーマットは、アジャイル手法による開発を行っており、今後の新システム設計開発やフォーマット運用におけるご意見をもとに、ユーザビリティが高いフォーマットとしていく。

### 個別要件（記入方法・入力データチェック）

実施措置の種類 **地下水の水質の測定（地下水汚染が生じている土地）**

別表第九の上欄に掲げる実施措置の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項

三 地下水汚染が生じている土地の地下水の水質の測定  
地下水が目標地下水濃度を超えるおそれがない汚染状態であることを確認した結果

観測井において、1年目は4回、2年目及び3年目は1回、4年目及び5年目は4回、地下水の水質を測定し、地下水汚染が生じていないと確認したので当該措置を完了した。観測井における地下水濃度の測定結果及びその記録を添付資料○に示す。

---

実施措置の種類 **土壤汚染の除去（掘削除去）**

別表第九の上欄に掲げる実施措置の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項

一 基準不適合土壤の掘削による除去

イ 土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地において、要措置区域外から搬入された土壤を使用した場合には、第四十条第二項第三号に定める方法その他の方法により当該搬入された土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該土壤の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

含有量超過区画なし

ロ 土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地において、基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するために講ずる措置を変更した場合にあっては、変更後の措置

含有量超過区画なし

ハ 土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地において、当該場合にあっては、当該埋め戻した土壤が基準不適合土壤以外の土壤で

含有量超過区画なし

ニ 土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地において、

法第7条9項裏面

**①法第7条での「実施措置の種類」の選択に応じた動的な項目表示**  
法第7条の各届出において、「実施措置の種類」の選択に応じて、記入欄に表示する項目を動的に表示することで、転記などの記入者の作業削減を図った。

法第7条

### （形質変更時要届出区域における）計画と実施の相違点一覧

	計画内容		実施内容		変更有無	変更理由
	区画数	対策面積	区画数	対策面積		
対策範囲（対策面積）	区画数	10	区画数	10	無	
	対策面積	3,300.00 m <sup>2</sup>	対策面積	3,300.00 m <sup>2</sup>		
対策範囲（掘削土量）	掘削土量	4,250.00 m <sup>3</sup>	掘削土量	4,500.00 m <sup>3</sup>	有	○ブロックにおいて地中障害物が存在したため1 m余分に掘削を行ったことにより増加した。

### ②完了シートでの変更箇所の強調表示

各完了シートにおいて、計画と実績の値を比較し、変更の有無に応じて理由記載欄を強調表示することで、利用者（記入者、審査者）の可視性の向上を図った。

### 調査結果一覧

試料採取等対象物質名	調査区画数	基準不適合の区画数	最深調査深度(m)	最深汚染深度(m)	最大濃度	結果
ベンゼン	2	1	15.00	15.00	0.3	
鉛及びその化合物	3	2	5.00	3.00	0.02	
土壤溶出量						
調査対象物質						
基準						
基準値						
試料採取深度	表層	0~0.5	0.011	1.4	-	0.93
または調査結果		0.6	0.001未満	0.35	-	0.32
		1.0	0.001未満	0.17	-	0.27
		2.0	0.001未満	0.18	-	0.17

### ③基準超過となる汚染物質の強調表示

入力された汚染物質と調査結果を各種基準と比較し、結果に応じた強調表示を行うことで、利用者（記入者、審査者）の可視性の向上と作業効率化を図った。

完了報告及び調査結果

## 2-5. 届出作成の手引きの改訂

- 本フォーマットに対応した、新手引きを令和5年8月に発行。フォーマット対応等による主な変更点は以下のとおり。

土壤汚染対策法及び環境確保条例に基づく  
届出書等の作成の手引

令和5年8月

東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課

- ✓ 本フォーマット化した様式については、記載例を差替え  
⇒併せて新規に作成したフォーマットの記載例も追加
- ✓ 提出書類一覧を、フォーマット後の仕様に変更  
⇒フォーマット化に伴う書類の追加・廃止を実施
- ✓ 法7条確認シート、法12条確認シートの追加  
⇒法令要求事項を列挙したシートを追加。なお、当シートに周辺環境保全対策も盛り込んだシートとなっているため、本シートを提出した場合は、別紙として改めての周辺環境保全対策の提出は不要。
- ✓ 汚染の除去等の措置計画と実施の相違点一覧の変更  
⇒法7条確認シート、法12条確認シートの追加に伴い、計画と完了時の差異等が確認できるように様式を見直し。
- ✓ 条例における提出書類一覧の掲載形式を変更  
⇒法と同様の提出書類一覧に統一。

土地の形状の	溶出量基準に適合しない土壌が帯水層に接する場合、汚染の拡大を防止するために必要な措置（第53条第1項）		工種	添付書類、図番号
	● 含有量基準超過のため非該当		配管布設、基礎設置	添付1
	● 掘削深度は、地下水位より上方（1m以上）である。		配管布設、基礎設置	添付1
	掘削深度は、地下水位より上方であるが、その差が1m未満であるため、地下水が確認された場合は以下（①～⑦から選択）の対策を講じる。			
	● 帯水層に触れるため、以下（①～⑦から選択）の対策を講じる。			
	① ● 観測井戸を設置し、釜場排水により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行う。		配管布設、基礎設置	添付1
	② ● 観測井戸を設置し、揚水井戸により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行う。		配管布設、基礎設置	添付1
	③ 観測井戸を設置し、地下水位の管理を行う。（埋立地管理区域の場合）			
	④ 観測井戸を設置し、地			
	⑤ 準不透水層の深さまで遮水壁（鋼矢板、ケーシング等）を設置する。			
	⑥ 第二帯水層以深を掘削するため、第一帯水層直下の準不透水層まで遮水壁を設置し、かつ下位帯水層への汚染拡散防止措置を講じ、施工終了時に準不透水層の回復を行う。			
	⑦ その他（備考欄に詳細を記入すること）			
	観測井戸設置のため、Appendix-7に従い施工を行う。			
	解除手続き中、または掘削除去後の2年間地下水モニタリング中			
	その他（備考欄に詳細を記入すること）			
	備考			

法12条届出において、溶出量基準超過の土地での最大の審査ポイントであるH31環境省告示第5号の適用状況について、工種ごとに記載

選択時は必ず「工種」、「添付書類、図番号」を記入してください。

基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害部室を含む液体の飛散を防止するための措置（第53条第2項）及び周辺環境保全対策

周辺環境保全対策を集約。これにより別紙にて周辺環境保全対策の提出を不要に。

	工種	添付書類、図番号
● お知らせ看板		添付 2
仮囲いの設置		
散水		
シート養生		
敷鉄板		
コンテナ(内袋付)やフレコンバック(内袋付)を使用した汚染土壌運搬		
防塵用フェンス・ネットの設置		
負圧テントの設置、排ガス処理		
粉塵又は有害物質濃度等の周辺環境の監視（大気モニタリング）		
搬出車両の洗浄		
排水処理施設の設置、排水分析		
運搬時の被覆（シート被覆等）		
運搬時の積載状況の随時確認		
低騒音、低振動の機械の使用		
作業員の衛生管理（靴の洗浄等）		
その他（備考欄に詳細を記入すること）		
備考		

条例の届出を代用する場合は、「お知らせ看板」は必須の対策となります。対策を選択の上、添付書類・図番号をご記入ください。

## 2-8. 東京都チャットボット

- 東京都では、都民サービスの向上を図るため、定型的な問い合わせ等に対迅な回答が可能なチャットボットの活用を進めている。
- チャットボットとは、チャット+ロボット(=ロボット)を組み合わせた言葉で、AIを活用してロボットが自動で対話型のコミュニケーションを行うツール。

**都庁総合ホームページ**

**チャットボット総合案内**

**各種チャットボット**

はじめから チャットボット総合案内

一番下に聞きたいことを入力してください。

以下のボタンから東京都の個別チャットボットサービスを利用することもできます。

2021/06/04 09:45:07

**注目情報**

新型コロナウイルス  
コロナ情報をまとめて

暮らし・健康・福祉

新型コロナウイルス  
コロナ情報をまとめて

監視庁落とし物  
落とし物のお問い合わせ

教育・文化

水滴くん相談室  
チャットで相談できます

浸水予想・土砂災害警戒区域

質問を入力してください

各ボタンから都庁の各種チャットボットにアクセスできます。

質問入力欄を使用して、各種チャットボットに直接問い合わせることもできます。

ページ右下のアイコンから起動

## 2-9. 土壤汚染対策チャットボット

- 土壤汚染届出情報のデジタル化プロジェクトの一環として、届出者の利便性の向上の観点から土壤汚染対策に係るよくあるご質問へ回答するチャットボットを令和4年7月より局ホームページへ導入。
- 令和5年9月末時点でのFAQ数は128となっている。
- チャットボットへの入力情報解析や総合相談窓口等への問合せ状況を踏まえて、随時FAQを拡充していく。

東京都環境局  
Bureau of Environment

音声読み上げ・文字拡大・色合い変更 Other Languages 都庁総合トップページ

サイトマップ キーワードを入力してください 検索

トップ 分野別のご案内 申請・届出 条例・計画・審議会 データ・資料・刊行物 環境局について

トップページ > 化学物質・土壤汚染 > 土壤汚染対策

### 土壤汚染対策

ページ番号：108-900-538

#### お知らせ

- ・土壤汚染対策関連の全ての届出等について電子申請での提出が可能です。詳細は[こちら](#)
- ・届出のデジタル化に向け、届出書類のエクセルフォーマットを公開しています。  
[土壤汚染対策法に規定する届出様式等](#)  
[環境確保条例に基づく届出様式等](#)
- ・土壤汚染対策総合相談窓口を開設しています。一般的なご質問・ご相談はこちらまで  
[03-5388-3468](tel:03-5388-3468)（直通）（午前9時から午後4時45分まで）

化学物質・土壤汚染

- > 化学物質対策
- 土壤汚染対策
- > ガソリン  
助車
- > 省工  
備導
- > 設置事例の紹介

はじめから 土壤汚染対策Q & A

します。

2023/09/25 22:11:42

東京都環境局

どのような情報をお探しでしょうか？  
以下のカテゴリから選ぶか、入力欄へ質問を入力してください。質問は短い文章で入力してください。（※個人情報を入力しないでください）

- 工場・事業場の土壤汚染対策
- 大規模改変時の土壤汚染対策
- 土壤調査・届出全般
- 法令解説
- 中小事業者支援制度
- 情報公開について
- 土地取引と土壤汚染対策

2023/09/25 22:11:42

サジェスト ご質問を入力してください 送信

【土壤汚染対策】  
ご質問にチャットボットが  
お答えします。

## 2-10. オープンデータ化

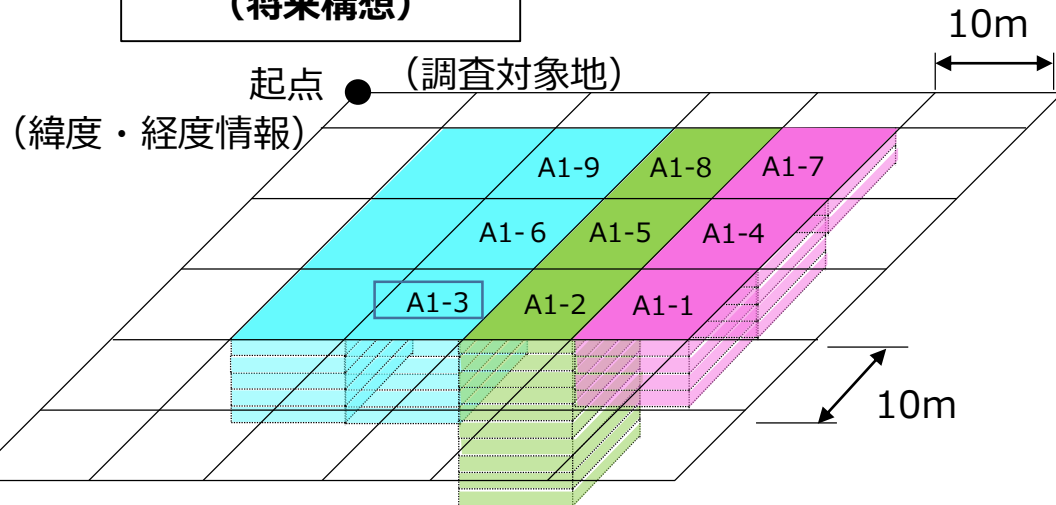
- 円滑な土地の利活用や基準不適合土壌が存在する土地の管理、自然由来等土壌のトレーサビリティの確保を確実に行うことを目的として、届出情報等についてオープンデータ化を実施していく。

### オープンデータ化イメージ

地歴調査結果表

住所（地番）	届出收受日	汚染のおそれ		汚染状況調査届出状況	備考
		有	無		
品川区◇◇三丁目1番	R6.5.22	○		-	
板橋区◇◇町一丁目3番	R6.6.12		○	-	
大田区◇◇四丁目5番	R6.7.12	○		-	
：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：

3Dデジタルデータ  
（将来構想）



調査結果表

※基準適合案件のデータも公開  
（土壌濃度、地下水濃度）

種別	試料採取区画	調査対象物質	調査深度	基準値	測定結果
			(m)	(mg/l)	(mg/l)
溶出量	A1-2	鉛及びその化合物	表層（0～0.5m）	0.01	0.02
溶出量	A1-2	鉛及びその化合物	GL-1.0m	0.01	0.03
溶出量	A1-2	鉛及びその化合物	GL-2.0m	0.01	0.03
溶出量	A1-2	鉛及びその化合物	GL-3.0m	0.01	0.04
溶出量	A1-2	鉛及びその化合物	GL-4.0m	0.01	0.05
溶出量	A1-2	鉛及びその化合物	GL-5.0m	0.01	0.01
溶出量	A1-2	鉛及びその化合物	GL-6.0m	0.01	0.02
溶出量	A1-2	鉛及びその化合物	GL-7.0m	0.01	0.03
溶出量	A1-2	鉛及びその化合物	GL-8.0m	0.01	0.03
溶出量	A1-2	鉛及びその化合物	GL-9.0m	0.01	0.03
溶出量	A1-2	鉛及びその化合物	GL-10.0m	0.01	0.03
溶出量	A1-3	砒素及びその化合物	表層（0～0.5m）	0.01	0.03
溶出量	A1-3	砒素及びその化合物	GL-1.0m	0.01	0.02
溶出量	A1-3	砒素及びその化合物	GL-2.0m	0.01	0.03
溶出量	A1-3	砒素及びその化合物	GL-3.0m	0.01	0.03
溶出量	A1-3	砒素及びその化合物	GL-4.0m	0.01	0.01
溶出量	A1-3	砒素及びその化合物	GL-5.0m	0.01	0.01
溶出量	A1-3	砒素及びその化合物	地下水	0.01	0.005

自然由来等土壌搬出情報

届出收受日	搬入元（地番）	搬入先（地番）	目的	種類	運搬土量
R6.5.20	品川区◇◇三丁目1番	大田区◇◇四丁目5番	使用	同一地層	150m <sup>3</sup>
R6.6.4	大田区◇◇二丁目4番	大田区◇◇三丁目8番	処理	-	200m <sup>3</sup>
R6.7.11	江東区◇◇五丁目5番	江東区◇◇七丁目1番	使用	同一港湾	100m <sup>3</sup>
：	：	：			：
：	：	：			：

## 2-11. オープンデータの提供様式

- 東京都オープンデータカタログサイトにてCSVファイル形式で公開  
(<https://catalog.data.metro.tokyo.lg.jp/dataset/t000009d0000000034>)

年度	種別	番号	所在地	起点 (地番)	起点 x 座標	起点 y 座標	回転角 (度分秒)	調査区画数	調査種別 (土 壌概況/土壌 詳細/地下水 代表地点/地 下水対象地境 界/地下水詳 細)	地点種別 (一部対象 混合/一部対 象個別/全部 対象/第一種 代表地点/第 二種・第三 種代表地 点)	評価区画	採取区画	深度(m)	標高 (TPm)	標高 (APm)	
届出の文書番号 に係る情報			対象地の位置に関する情報					調査に関する情報								
3	四	999	新宿二丁目8番	新宿二丁目830番2	35° 41' 29.26"	139° 41' 19.73"	35° 41' 23"	9	土壌概況	全部対象	A2-4	A2-4	表層			
3	四	999	新宿二丁目8番	新宿二丁目830番2	35° 41' 29.26"	139° 41' 19.73"	35° 41' 23"	9	土壌概況	一部対象個別	A1-1	A1-1	表層			
TCE_ GAS (ppm)	PCE_ GAS (ppm)	DCM_ GAS (ppm)	...	Cd_ Elu (mg/l)	CN_ Elu (mg/l)	Pb_ Elu (mg/l)	Cr6+_ Elu (mg/l)	...	Se_ Con (mg/kg)	B_ Con (mg/kg)	F_ Con (mg/kg)	...	Bz_ Wat (mg/l)	Cd_ Wat (mg/l)	CN_ Wat (mg/l)	...
調査結果に関する情報																
ND	ND					ND										
ND	ND					ND										



## 2-12. オープンデータと関連情報（地盤データ等）の連携

- 令和5年10月3日時点で、令和元年度及び令和2年度に届出のあった土壌汚染状況調査結果報告書のうち、すでに台帳にて公開されている調査データについて公開済み（報告書単位）
  - 令和5年中に平成23年から平成30年までの同様の調査データを公開予定（報告書単位）
  - 令和6年3月までには、令和3年度及び令和4年度の一部の調査データを公開予定（単位区画毎）
- ユーザーが利用しやすい地盤情報との連携方法を検討中
- オープンデータ掲載ページに東京の地盤（GIS版）のページやデータのリンク
  - 公開するオープンデータに地盤情報を追加
  - その他地盤情報に関わるデータ等



情報連携  
←



### 3. 条例規則改正について

---

## 環境確保条例施行規則の一部改正について(土壌汚染情報公開の拡充等)

### 改正内容

土壌汚染の届出情報のうち、汚染が確認されなかった土地についても公開の対象とする(規則58条)

手続き	調査結果	現行	改正後
地歴調査	汚染のおそれ なし	非公開 (開示請求対応)	公開 (台帳調製)
〃	汚染のおそれ あり		
<b>土壌汚染状況調査</b>	<b>汚染 なし</b>	公開(台帳調製)	
〃	汚染 あり		

+自然由来等土壌

### 1 (1) H31年土壌制度改正時の課題

- ・“汚染が確認された土地”の公開(台帳調製)規定を創設。一方で、“汚染が確認されなかった土地”については引き続き検討

### 背景

### (2) 東京都のDX、オープンデータ化の推進

- ・R3年～ 土壌汚染対策に係る届出情報のデジタル化プロジェクトの開始

### 【環境基本計画2022】

2030年目標：「土壌・地下水に関する届出情報が社会全体で共有されている」

### 2 (1) 汚染が確認されなかった土地の公表が公共の利益となるか、条例の目的と合致するか(条例改正時のパブコメ意見など)

- ・開示請求が局全体の2割程度を占めるなど、土壌汚染情報のニーズは多い。 ⇒情報公開条例の公表の努力義務
- ・土地の円滑な利活用、届出者の負担軽減、未届工事の未然防止等の観点から公共の利益はある。

### 課題と対応

### (2) 自治体の事務負担(都、事務を一部委譲している区市)

- ・区市とも協議し公開対象とする情報を必要最小限に。また、土壌DXの取組により、公開に係る事務作業の省力化が可能。

## ① 汚染が確認されなかった土地の公表

平成31年条例改正時の「都における土壌汚染対策制度の見直しに係る検討について（最終取りまとめ）」において、「汚染の確認されなかったことの届出に係る情報についても、**将来的な公表に向けて**、事務負担や公表の影響などを精査し、**台帳制度の検討を進めていくべき**である。」との答申を受け、改正以降、**土壌汚染対策検討員会**で議論を行ってきた。今回、**議論がまとまり公表の方向性が見えた**ことから、汚染が確認されなかった土地の公表に向けた手続きを行っていく。

## ② オープンデータ化の実施

東京都環境基本計画（令和4年9月発行）において、**2050年のあるべき姿**として**持続可能な土壌汚染対策が選択**されるとともに、**土壌・地下水中の有害物質濃度等の情報が社会全体で共有・管理**されていることを掲げている。このうち、**情報共有・管理の手法としてオープンデータ**による土地の利活用や管理を挙げており、汚染が確認された土地だけでなく、**汚染が確認されなかった土地**や**自然由来等土壌のトレーサビリティ確保の観点**からこれらの土地等についても公開できる規定が必要となる。

### ① 基準不適合が確認された土地のほか、汚染が確認されなかった等の土地について公表することが公共の利益となるか

- ・ 台帳公表規定が定められていない、汚染が確認されなかった等の土地については開示請求対応となるが、東京都環境局全体の開示請求及び情報提供サービスにおける土壌汚染対策関連の割合は2割程度を占める（令和元年度）
- ⇒ 開示請求の頻度が高い等の理由があれば、積極的に公表する努力義務が生じる  
（東京都情報公開条例 第35条第2項）
- ・ 円滑な土地の利活用や土地の管理、自然由来等土壌の実態把握、トレーサビリティの確保の観点から社会全体で土壌汚染に関連する情報共有は必要
- ⇒ 個人情報保護に関するデータ最小化の原則等を十分考慮しながら実施

### ② 特に基準適合データの公開については、健康被害の防止という環境確保条例の目的に合致しているか

- ・ 令和2年の環境省からの「土壌汚染対策法に基づく届出等の義務について（注意喚起）」に端を発し、法及び条例の未届事案が、都や区市含め多く確認された
  - ・ 未届事由としては、法や条例に対する認識不足、届出が出ているものとの誤解が主である
- ⇒ 汚染が確認された土地だけでなく、届出情報を社会全体で共有することで、未届を未然防止し、結果未届での形質変更行為等による汚染拡散防止に繋がる

## 3-4. 規則改正箇所及びオープンデータ化対応の要否

## 【条例第118条の2】

知事は、第百十四条から第百七条までの規定に基づく調査、計画書、措置等について、規則で定めるところにより、所在地その他の規則で定める事項を記載した台帳を調製し、これを保管しなければならない。

①届出の種別は限定していない

2 前項に規定する台帳は、公開し、一般の閲覧に供するものとする。

②公開手法は限定していない

①、②より条例について改正は不要と判断

## 【条例規則第58条】

条例第百十八条の二第一項に規定する台帳は、次に掲げる土地について帳簿及び書類等をもって調製するものとする。

- 一 条例第百十四条第一項の規定に基づく指示の対象となった工場又は指定作業場の存する土地
  - 二 条例第百十五条から第百七条までの規定に基づく汚染状況調査により、土壤の特定有害物質の濃度が汚染土壤処理基準を超えていること又は地下水中の特定有害物質の濃度が地下水基準を超えていることが確認された土地
- 汚染がみつかった土地のみに限定している

## 【改正事項】

規則第58条を改正し、汚染のおそれなし、汚染なし等の土地について、条例第118条の2に規定する台帳として位置づけるため、規則改正を行う。

オープンデータについては情報公開の1つの手法であることから、個々の条例で公開の仕方を限定していない限り、既存の枠組みで対応可能

⇒環境確保条例第118条の2に規定する台帳について、その公開手法は限定されていないため、条例改正を経ずともオープンデータとして公開可能。

条例	汚染（のおそれ）有	汚染（のおそれ）無
土地利用の履歴等調査届出書 （117条1項）	公表なし	公表なし
土壤汚染状況調査報告書 （116条1項、116条の21項、117条2項等）	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center;"> <div style="border: 2px solid green; padding: 2px; display: inline-block; background-color: #008000; color: white; margin-bottom: 5px;"> <b>自然由来等土壤</b> </div> <p>台帳を調製・訂正し 調査結果、措置状況を 公表 （届出書の抜粋）</p> </div>	公表なし
土壤地下水汚染対策計画書 （116条4項等） 汚染拡散防止計画書 （117条3項等）		
土壤地下水汚染対策完了届出書（116条8項等） 汚染拡散防止措置完了届出書（117条6項等）		

赤枠の範囲について公開規定を新設

#### 新たな台帳調製対象

- ①第115条から第117条までの規定に基づく 汚染状況調査を実施した土地 【変更】  
⇒従来のように 汚染が確認された土地に限定しない
- ②第117条第1項の規定に基づく土地利用の履歴等調査を実施した土地 【新規】  
⇒地歴調査結果を公開対象に新規に規定
- ③第122条第1項第2号の土壌の搬出に伴う汚染拡散防止に係る土地 【新規】  
⇒自然由来等土壌はこれまで運用で台帳を作成していたが、汚染状況調査を経ない、搬出時調査等で判明した場合も届出を行わせるため新規に規定

⇒規則改正前に提出された届出に対しては、遡及適用は行わない  
(ただし都は、オープンデータの観点から個別同意を求めていく予定)

#### 改正・公開における留意事項

- ・汚染のない、または汚染のおそれのない土地についてはその情報の意味を誤解されないように、調査結果公表時には注意事項を記載する
- ・オープンデータ化に伴う個別の調査結果の公表にあたり、調査報告時点の法令に基づく基準値以下の結果については「基準値以下」と記載し、数値の独り歩きを防止する
- ・必要最低限の情報公開とし、適切な運用となるよう施行通知等を改正する



### 3-7. 台帳イメージ

#### 台帳の帳簿事項は、必要最低限とし、添付資料は原則なしとする（任意規定とする）

→①～③の台帳の帳簿は1行完結とする。また、原則として添付資料はつけないこととするが、区域間移動等位置情報を図示で示す必要がある場合やオープンデータでは単位区画毎に調査結果を公表することから添付資料は、任意規定とする（地歴台帳は帳簿のみ）。

#### 汚染なし台帳案（暫定）

案件No.	整理番号	調製契機	報告年月日	所在地	調製・訂正 年月日	工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	調査対象地 面積	試料採取等対象物質	土壌等の 汚染状況	汚染状況調査の方法等 に関する特記事項
				(住居)			㎡		基準適合	
				(地番)						
				(住居)			㎡		汚染のおそれ無	
				(地番)						

※1:所在地は調査対象区域として設定した範囲を示す。

※2:土壌等の汚染状況における基準適合とは、環境確保条例に基づく汚染状況調査結果が基準において適合しているとの趣旨であり、該当の土地について土壌汚染がないことを保証するものではない。

※3:基準適合とは、調査契機時の基準において適合している旨を指す。

※4:試料採取等対象物質にVOCの記載がある場合は、その分解生成物も試料採取等対象物質として調査を実施している。

#### 地歴台帳案（暫定）

案件No.	届出年月日	所在地	調製・訂正 年月日	対象地		改変対象地			汚染状況調査の 実施状況	備考
				面積	汚染のおそれ	面積	汚染のおそれ	汚染のおそれのある場合、特定有害物質の種類		
		(住居)		㎡		㎡				
		(地番)								
		(住居)		㎡		㎡				
		(地番)								

※1:所在地は対象地(敷地)範囲を示す。

※2:汚染のおそれの有無は、環境確保条例に基づく土地利用の履歴等調査の結果であり、該当の土地について土壌汚染がないことを保証するものではない。

※3:汚染のおそれがあり、かつ、汚染状況調査の実施状況に記載がある場合は、基準適合台帳又は基準不適合台帳を参照

※4:対象地面積のカッコ書きは追加又は分割届出面積を表す。